

# ～Always バスケットボールクラブ規約（会則）～

## 《第1章 総則》

### 第1条 （名称）

本クラブは「**Always**」（以下、クラブという）と称する。

### 第2条 （目的）

本クラブは、バスケットボールを通じて心身の健全な育成とスポーツの普及を推進し、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

- ・常に**成長、感謝、楽しむ**を目的とし活動する。

### 第3条 （運営）

本クラブは代表者が適切に管理運営する。

## 《第2章 会員の資格、入会、脱会など》

### 第4条 （会員の資格）

本クラブの会員は、以下のことを満たした者でなければならない。

- (1) 目的に賛同し、規約を遵守できる者。（保護者も含む）
- (2) 心身共にバスケットボールを行うに適した者。

### 第5条 （会員の権利と義務）

会員は本クラブの活動に自由に参加できる権利を有し、会費等を納入する義務を有する。また、会員の保護者は、会の円滑な運営にあたり必要とする協力を行う。

### 第6条 （入会）

本クラブへの入会の手続きは以下の通りにする。

- (1) 第4条の入会資格を満たす者が、所定の入会申込書に必要事項を記入し本クラブの代表者に提出することとする。
- (2) 前項の入会申込書の提出に際しては、所定の入会金、月会費を持参することとする。
- (3) 申し出がない場合は、会員の資格は自動更新される。

### 第7条 （退会）

本クラブからの退会の手続きは以下の通りにする。

- (1) 代表者に退会届を提出することにより、本クラブを退会することができる。
- (2) 退会は、退会届を提出した日の当月末日をもって生ずるものとする。
- (3) 退会までに会費の滞納がある場合は、すみやかに納入しなければならない。

- (4) 本クラブは、会費の分割返金はしないものとする。
- (5) 会員は、15歳に達した年度末を迎えた場合、退会とし会員の資格を喪失する。

#### 第8条 (休会)

本クラブの休会の手続きは以下の通りにする。

- (1) 本クラブの活動を1ヶ月以上連続して休むものを休会とし、所定の休会届を提出し代表者の承認を得ることとする。
- (2) 休会の期間は2ヶ月以内とする。ただし怪我や疾病などで本クラブが2ヶ月以上の休会が必要であると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 休会は申し出た日の翌月1日付とする。なお、当該期間は会費は不要とする。

#### 第9条 (除名等)

代表者は、会員が以下の事項に1つでも該当するときは、会員の資格を一時停止し、また除名することができる。

- (1) 会費等の支払いを2ヶ月以上滞納し、催促を受けても期限までに支払いのないとき。
- (2) 法令や社会規範、本クラブの規約に反する行為があったとき。
- (3) 参加停止、除名処分が適切と考えられる行為があったとき。

### 《第3章 活動及び会費の支払い等》

#### 第10条 (活動ルール)

会員ならびに保護者は本規約ならびに本会が定める諸規則に加え、以下の事項を遵守しないならない。

- (1) 指導者の指示に従い、会員全員が競技を楽しめるよう努めること。
- (2) 常に礼儀正しくあいさつをし、チーム活動においては時間厳守すること。

#### 第11条 (活動日時及び活動場所)

本クラブの活動時間は原則「松本市中学生期のスポーツ活動指針」に準ずる。

活動日程や場所等に関しては別途定めるスケジュールによる。

#### 第12条 (入会金・継続費、参加費と保険代)

本クラブの会費は以下の通りで徴収し使用に充てられます。

- (1) 入会金(継続費)は年度毎1,000円とする。(スポーツ保険代も含む)
- (2) 参加費はチャンピオンコースは月額3,000円  
(参加できる日が少ない場合は1回500円も可能とするが月初めに申告する)  
エンジョイコースは1回500円としクラブの運営費、指導料、場所代などに充てる。
- (3) チームユニホーム、大会参加費、JBA登録費、遠征費・合宿等の費用は別途支払いをす

#### 第13条 (会費の支払い等)

本クラブに納入された会費は特別な事情がある場合を除き返還しない。

退会手続きを完了していない場合は、月会費の支払いをしなければならない。

### 《第4章 傷害・事故等の責任》

#### 第14条 (引率・送迎)

練習、試合などの移動の際クラブ員の引率は保護者が行うこと。

本クラブの活動に参加するための行き帰りでの事故等に対し、本クラブは一切の責任を負わない。

#### 第15条 (傷害対応)

クラブ選手に対し、チーム活動中において事故のないよう万全の注意を払うが、練習・試合中の不測の事故による障害に対しての補償については、スポーツ保険の適用範囲内とし、それ以外の補償は負わないものとする。

本クラブは選手がチーム活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は救急搬送等の適切と考えられる対応を行うが、その予後に関しては責任を負わない。

### 《第5章 総会 役員 会計》

#### 第16条 (総会)

総会は通常年1回開催し役員、指導者、保護者をもって構成する。

#### 第17条 (役員)

本クラブは次の役員をおく。(役員は兼務することができる)

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 代表         | 1名 |
| (2) 保護者会会長     | 1名 |
| (3) 保護者会副会長兼会計 | 1名 |

#### 第18条 (役員の仕事)

(1)代表は、クラブの代表とし、すべての会務を統括する。

(2)保護者会会長は、本クラブの事務を取り扱う。

(3)保護者会副会長兼会計は、本クラブの保護者会会長の補佐及び会計・監査を行う。

#### 第19条 (会計)

本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

本クラブは公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対し情報公開を適切に行う。

## 《第7章 その他》

### 第20条 (個人情報の取り扱い)

クラブ員の個人情報に関し、以下の通りにする。

- (1) 本会が取得した会員の個人情報を、法令や関連規則に沿って厳正に取り扱う。
- (2) 個人情報の利用に関しては、メール、LINE等による活動に関する諸連絡、保護者からの問い合わせ・依頼等への対応などに限るものとする。
- (3) クラブ活動中のクラブ員の映った写真や動画に関し、本会のホームページ、SNS、パンフレット等に掲載することがある。  
会員ならびに保護者はそれを了承の上で入会したものとする。

### 第21条 (クラブの解散)

本クラブは、3ヶ月前に予告することにより、本クラブを解散することができる。

- (1) 会員及び保護者は、本クラブの解散に対し、補償その他請求、異議申立てをすることはできない。
- (2) 本クラブが解散したときは、会員は、その会員たる地位を失うものとする。

### 【附則】

2023年4月 制定

2024年4月 一部改定 改定後より施行するものとする。

2024年12月 一部改訂 改定後より施行するものとする。

# Always 運営方針

令和6年4月

## 1 活動目標

心身の健全な育成、スポーツの普及を推進し地域社会のスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする

## 2 目指す生徒像

常に成長・感謝を忘れず取り組む姿勢

## 3 育てたい力

礼儀正しく何事にも全力で取り組む力

## 4 地域クラブ活動の活動内容

### (1) 指導方針

勝利至上にならずバスケットを楽しみながら技能を高める

### (2) 指導者

代表をメインとし後継指導者の育成にも尽力する

### (3) 適切な休養日及び活動時間の設定

原則「松本市中学生期のスポーツ活動指針」に準ずる

### (4) 大会の参加

リーグ戦、選手権、中体連（今後参加予定）

